

もじやこ漁業

制限措置							申請期間
漁業種類	許可等をすべき船舶の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数 (旧漁船法馬力数)	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	
もじやこ漁業	34 隻	10 トン未満	540 キロワット (120) 以下	大分県大分市関崎と愛媛県西宇和郡伊方町佐田岬とを結んだ直線以南の海域で共同漁業権の漁場区域を除く大分県の地先及び沖合海面	3 月 1 日から 翌年の 2 月 末日まで	大分県内に住所を有する者であって、ぶり養殖業者又はぶり養殖業者にもじやこを供給する者	令和 8 年 1 月 5 日から同年月 2 月 5 日まで

備考

- 1 「旧漁船法馬力数」は、漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成 13 年農林水産省令第 153 号）附則第 2 条第 1 項及び第 2 項の規定により推進機関の馬力数がなお従前の例によることとされる船舶の推進機関に適用する。
- 2 この告示に係る許可の有効期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 2 月 28 日までとする。
- 3 この告示に係る許可又は起業の認可には、別に知事が定める内容の条件を付けるものとする。